

地方財政の確保と充実を求める意見書（案）

少子高齢化の進展、人口減少、物価高騰、賃金上昇、自然災害の激甚化・頻発化など、和歌山県をはじめとする地方公共団体を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

とりわけ、社会保障関係費の増加、地域医療の確保、子育て支援、自治体DX・GXの推進など、地方が担うべき行政課題は多様化・高度化しており、これらを着実に実施するためには、安定した地方財政基盤の確立が不可欠である。

また、近年の物価高騰や資材価格の上昇、民間の賃上げ、金利上昇に伴う人件費や公債費の増加は、地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼしている。住民生活に必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供するためには、地方の実情を的確に反映した一般財源総額の確保が求められる。

さらに、軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率並びに自動車税環境性能割の廃止による地方の減収に対し、代替となる恒久財源が未確定であることに加え、いわゆる「年収の壁」の更なる見直しや、飲食料品の消費税減税が実施された場合の交付税原資並びに個人住民税及び地方消費税の減による影響も懸念されるところである。

加えて、公共施設やインフラの老朽化に伴い投資的経費が増加していく中で、更新時期を迎える公共施設等を適切に維持・管理していくためには、長期的な視点をもって計画的に長寿命化などの事業を進めていく必要があるが、公共施設等適正管理推進事業債の事業期間は、2026年度までとされている。

このため、2027年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障関係費をはじめ、物価高騰や賃上げ、金利上昇等に伴う経費は年々増加している。また、地域医療の確保や「こどもまんなか社会の実現」など、国と地方が一体となって取り組むべき課題への対応も必要であることから、地方において必要となる経費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、一般財源総額を確保すること。
- 2 地方交付税の法定率を引き上げるなど、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 3 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、人口減少対策や地域活性化に不可欠な財源であることから、恒久的な財源としてより明確に位置付けること。

- 4 公共施設等適正管理推進事業債について、地方が計画的に事業を進めることができるよう、より柔軟な運用を検討するとともに、2027年度以降も延長すること。
- 5 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図り、地方税財源の充実強化を図ること。特に、地方法人課税については、大企業の本社がある都市部などの一部の地域に過度に税収が集中しないよう、企業の事業活動の実態に即した仕組みとすること。
- 6 政府が減税その他の税制改正を行う場合には、地方財政に影響が生じることのないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄
(提出者)
岩田 弘彦
長坂 隆司
岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策）

内閣府特命担当大臣（地方創生）